

原子力委員会 政策評価部会（第9回） 議事録

1. 日 時 2006年10月25日（水）10:00～12:00

2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室

3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、木元委員、町委員、前田委員
浅田（浄）委員、鈴木委員、田中委員、広瀬委員
内藤 香 財団法人核物質管理センター専務理事
内閣府 黒木参事官、牧野企画官、中島補佐

4. 議 題

1. 取組状況を踏まえた評価についての議論
2. その他

5. 配布資料

資料第1号 保障措置関係予算について

資料第2号 核燃料サイクル開発機構東海再処理施設における計量管理の改善状況

資料第3号 これまでの政策評価部会における議論の整理

資料第4号 原子力委員会 政策評価部会（第8回）議事録

参考資料第1号 原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会への参加及びご意見の募集
について （平成18年10月17日 政策評価部会）

参考資料第2号 北朝鮮の核実験実施発表について（声明）
（平成18年10月10日 原子力委員会）

参考資料第3号 原子力政策大綱に示した核物質防護対策に関する基本的考え方の評価
について

(近藤部会長) おはようございます。

それでは、第9回の政策評価部会を開催させていただきます。

お忙しいところをご参集いただきましてありがとうございます。

本日は平和利用の担保の分野を担当する専門委員の皆様及び有識者として、内藤専務にご出席をいただいております。

なお、浅田委員は本日ご欠席というご連絡をいただいております。

それでは、最初にまずは資料の確認からいただきましょうか。

(中島補佐) それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第にあります配布資料に基づきまして確認させていただきたいと思いますが、まず議事次第に1カ所間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

配布資料の参考資料第2号、北朝鮮の核実験実施発表について(声明)となっておりますが、その一番下に書いてあります「(平成18年10月10日 原子力委員会)」、このとき声明を出していますけれども、その声明の日付が一番下に来ておりまして、これはすみませんが、訂正の方をお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

資料第1号、保障措置関係予算について、資料第2号、核燃料サイクル開発機構東海再処理施設における計量管理の改善状況、資料第3号、これまでの政策評価部会における議論の整理、資料第4号、原子力委員会政策評価部会(第8回)議事録、参考資料第1号、原子力委員会政策評価部会ご意見を聴く会への参加者及びご意見の募集について、参考資料第2号、北朝鮮の核実験実施発表について(声明)、参考資料第3号、原子力政策大綱に示した核物質防護対策に関する基本的考え方の評価について、以上でございます。

資料に不備がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

それから、あわせまして、前回の議論におきまして、ヒアリングを受けまして指摘がありました内容について、追加資料として用意させていただきました資料が資料第1号、それから第2号でございます。これについて若干ご説明をさせていただきたいと思います。

資料第1号、保障措置関係予算についてでございますが、これにつきましては委員の方から、国内における保障措置の実施にかかる経費、それから保障措置に関する研究開発にかかる経費、それから国際協力ということから、国際原子力機関(IAEA)への拠出金について、どの程度お金が使われているのかということで御質問がありまして、それについて整理させていただいたものでございます。

我が国の原子力関係予算につきまして、平成18年度につきましては、総額で大体約4,400億円になってございます。そのうち、国内の保障措置の実際に使われている額としましては、大体26億円程度、それから研究開発に使われている額としましては文部科学省、それから日本原子力研究開発機構に大体約8億円程度の額が流れてございます。それから、国際原子力機関（IAEA）への拠出金としましては、一般拠出金約69億円、これは我が国の分担率としましては、大体20%弱、19.5%をIAEAの方に負担しているという形になってございます。また、IAEAの一般拠出金の総額につきましては、約2億7,000万ユーロとなっております、実際このうちの保障措置にIAEAが使っている額としましては、1億535万ユーロとなっております。

資料1につきましては、以上でございます。

それから、資料第2号でございますが、核燃料サイクル開発機構におきまして、過去に東海の再処理施設での計量管理におきまして、相当量のSRD、受払間の差異があったという過去の事例につきまして、文部科学省の方から当時の資料をいただきましたので、それを配布させていただきました。内容につきましては、既に委員の方から前回の会議におきまして十分ご説明があったかと思いますが、内容について若干説明させていただきたいと思っております。

東海再処理工場で、昭和52年の操業開始から平成14年の9月末現在におきまして、累積値で206キロに達しますプルトニウム量について、SRD、受払間差異があったということにつきまして、評価した結果についての資料でございますが、その差異がどういうことで生じていたのかということにつきまして、払出側、発電所側の要因と受入側、再処理施設側の要因と2つにあるということでございます。

まず、発電所側の要因としましては、原子炉におけるプルトニウム生成量に係る計算コードによる誤差、それから再処理施設側の要因としましては、入量計量前のせん断・溶解過程から廃棄される燃料被覆管等に付着したプルトニウム量の過小評価、発電所側の払出から再処理施設の受入までの貯蔵等の間のプルトニウムの放射性崩壊による核的損耗、これは昭和52年から平成6年度について、核的損耗の評価はされていなかったというものでございます。

それから、清澄工程のフィルター洗浄液における不溶解残渣等の一部として、入量計量槽を経ずに別ルートで高レベル放射性廃液貯槽に流入していたプルトニウムの存在ということになってございまして、206キロのうち147キログラムについて要員が確認され、累積SRDが59キログラムに修正されたというものでございます。これにつきましては、2ページ目

の最後ですが、国及び I A E A によりまして、封じ込め、監視手段の適用や施設への査察、さらには設計情報の検認や未申告活動探知のための補完的アクセス等の各種保障措置が適用されており、これらの活動を通じて、I A E A も転用のおそれはないと判断していただいているということで報告されてございます。

本件につきましては、当時原子力委員会に報告され、文部科学省のホームページにも掲載されているものでございます。

以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

資料の確認ということとあわせて、前回ここで議論になりましたというか、資料が欲しいと言われたものも含めまして、話題になりましたことにつきまして資料 1 号と資料 2 号を用意したということでございます。

この議論は後でしていただければと思いますけれども、今の時点で何か質問があれば伺いますが。

よろしければ本日の議題に入りたいんですが、その前に参考資料 2 について若干触れさせていただきます。これは北朝鮮の核実験実施発表について(声明)という、そこに日付がありますように、原子力委員会が 10 日に出した声明のコピーです。後の方で我が国の平和利用に係る姿勢に対する国際社会への発信ということが評価の対象になるところ、直近の声明ですので、参考資料にさせていただきました。

それから、参考資料の 3 号、これは前回鈴木委員から、核物質防護の話がスコープに入っているのかということで、入っていませんと、しかもそれは最初に行った安全確保の政策評価のところでは扱いましたとお答えをしたんですが、どんなことを評価したかということに関して御参考までに評価書の関連部分の抜き書きをお配りさせていただいているものです。

この評価を今から変えろと言われてもなかなか難しいのですけれども、常に見直すということが大事なので、ご意見があれば検討する、あるいは少なくとも検討課題として残すこともあるでしょうが、とりあえずはお知らせということで配らせていただきました。

それでは、本日の主たる議題ですが、本日は前回までに関係者からこういう取り組みをやっているというご説明をいただいたところ、それを踏まえて我々としてこれをどう評価するかを議論するステージになりますのでよろしくお願ひします。それでその議論の参考にということで、これまでの取り組みの説明とそれに対してなされた質疑を事務局が議事録等を参照しながらまとめていますので、それをまずご紹介いただいて、その上でそれぞれの視点に

ついでご議論、こういうことが重要であると、あるいはこれとこれを更に調査すべきということも含めてご議論をいただくことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、資料の3号を説明いただけますか。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から資料第3号をご説明したいと思います。

政策評価については、昨年10月に策定した政策大綱に示してある基本的な政策につきまして、これが関係省庁でどういうふうに取り組んで活動をやっていくか、その実態を把握し、評価することを通じて、大綱に書いてある政策の妥当性を評価するという手法で進めてきております。こういう観点から、前々回、前回と大綱で何が書いてあるか、それに対して関係省庁が何をやってきているかということのヒアリングなどを進めてきたわけでございます。基本的には、この資料第3号はそれを整理したものであります。近藤部会長からお話がありましたように、特に議論というのが後ほど出てきますが、個々の区分は先生方の議論をかなりそのまま書いているような形でありますので、ちょっとそれだけでは不足であるというか、もっとわかりやすく書かないと意味が通じないとか、そういうことも含めてご意見をいただければというふうに思っています。

この資料は5項目に分けておりまして、最初に1項目が黒いちょっと大きめの太い字で書いておりますが、1. 原子力平和利用の原則の維持及び国際的な枠組みへの積極的な参加というところで、5分野の一つということで聞いてございます。この関連で、1. 1ということで原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方を大綱から基本的にはそのまま抜粋して書いております。これは評価の視点のところ、要約した形に示しております。ここでは平和利用の担保に係る国際的な枠組みに積極的に参加することにより、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用が確保されているかという点について評価を行う。

1. 2に関係行政機関等の主な取組状況ということで、この分野は文部科学省が責任省庁でございますので、前回ヒアリングした内容を書いております。

①国内規制を厳格に適用するとともに、IAEA保障措置を厳格に受け入れている。統合保障措置の適用によって、原子炉については昨年に比べ年間の査察実績が26%、人・日で減少している。我が国における保障措置は計量管理、封じ込め/監視、査察で確認を行っている。あわせてIAEAが査察等により、それを国際的に確認している。実際の運用としては、国の職員が検認等の活動を行っているとともに、国はIAEAの査察に関して仲介しながら、必要な情報を収集せしめるコーディネーター的な役割を果たしている。計量管理報告や査察の活動を公表している。より効果的、効率的な保障措置体制に向けた検査、点検を行

っている。東海再処理工場において、相当量の不明量というか、受払間の差異があった件につきましては、IAEAに報告し、国際社会の不安を払拭できたという経緯があると、これは先ほども説明がありました資料第2号で、当時の文部科学省の発表資料でございます。平素から平和利用の担保について、世間に対し説明できるように心がけ、IAEAについて前広に懸念について報告し、ともに検証するような体制で取り組んでいきたいという報告がございました。

日本原燃からも、保障措置分析所を施設内に設置し、査察側による分析業務が行われているということ、それから効果的、効率的かつ透明性の高いシステム構築を行って、これをアクティブ試験の中でシステムの検証を行っていますという話、また担当部署では計量管理、査察対応に二十数名の人員で対応しているという報告がございました。

これを受けた今までの議論としましては、IAEA保障措置を厳格に受け入れ、国内保障措置制度を整備していると評価し、これにより統合保障措置への移行が認められていることを記載しております。

また、④ですけれども、統合保障措置への移行によって減るのはIAEAの査察業務量であり、むしろ当該国にとっては自国の制度への依存が増し、国や事業者にかかる負担が増える場合もあります。

⑤では、プルトニウムの計量管理に当たっては、いろいろな過去の経験を評価し、今後に生かすべきであると。

⑥はいかに最小限のコストで国内の平和利用について担保するかを心掛け、IAEAとも議論を継続することが重要であります。

⑦として、効率的、効果的な査察を行うかということについて、予算も含めて対処方針を検討すべきでないか。

⑧で六ヶ所再処理工場については、機微技術情報等の関係から、詳細について公開が難しい状況もあると。こういう状況の中で、事業者としては国民の質問に対して説得性のある公開可能なデータがあれば提出してほしい。

⑨として再処理施設は核拡散抵抗性の観点から、いかに評価できるのかなどの議論がございました。

次に、4ページであります。これは2番目の大きな分野で、国内での意識共有についてであります。

大綱の記載は省略し、評価の視点であります。我が国の基本姿勢について、国内関係者

間や国民一般で意識を共有するための広聴・広報面等の努力が行われているかという点です。国内の問題ですので、これについては主な省庁が文部科学省でございます。説明のあった点は、文部科学白書と科学技術白書で情報を提供していますということ、それからホームページ上の公開データベースとして、原子力図書館「げんしろ」において情報を提供しています。また、原子力の平和利用に関するシンポジウムを昨年10月に開催しています。パンフレットを相当部数作成し、関係箇所に配布していますという活動の取組がございました。

議論として、1点目、この活動の重要性は極めて大きいと。しかし、国民になかなか意識されていないというのが実情ではないかということです。

2点目はIAEAの保障措置を厳格に受け入れていることは、一般にはほとんど知られていないのではないかと、更に広報すべきではないかと。

3点目は広報の材料を工夫して、引き続きしっかりとした広報をすべきである。

4点目は原子力の利用を円滑に遂行するために役立つという草の根レベルでの認識が重要である。

5点目が最近では、関連の事業者には、保障措置等に対して非常に協力的な態度が見られることは評価できるというご意見でございました。

次に、5ページからは、3つ目の大きな分野、国際社会に対して発信しているかという点です。評価の視点につきましては、我が国の基本姿勢について、国際社会に対して強く発信ができていくかという点であります。

対外的な話でございますので、外務省が主担当でございます。

実施した取組として、1点目、政府代表が我が国の立場について発言している。

2点目、軍縮・不拡散協議において、我が国の方針について説明をしている。

3点目、軍縮・不拡散白書の英語版を作成し、大使館等に配布している。

4点目、ホームページの英語版を作成し、紹介している。

5点目、アジア不拡散協議において、我が国の経験の紹介、資金援助など、追加議定書実施国の拡大、すなわち普遍化を支援している。

6点目、各国の査察活動を峻別し、査察資源を有効配分するための議論がIAEAの諮問委員会(SAGSI)において行われているという説明がございました。

これに対しまして、議論としては1点目、外国の市民の中には、我が国の核保有を疑う声もある。質の高い広報資料を作成し、発信をしていくべき。

2点目、この分野に焦点を絞った情報発信を積極的に行うべきである。

3点目は我が国の活動に対する海外での評価について、様々な説明の場を作っていくべきである。

4点目は保障措置の遵守の取組や国際機関からの評価について、他の国との違いを明確にするべきである。

5点目は統合保障措置への移行のメリット、これを国外に発信させることは有益ではないか。

6点目は諸外国の専門家などを見て、日本の政策についても理解できるものがあればよいのではないか。

次のページになりますが、7点目として我が国は保障措置の技術会合開催のための資金提供等を行っておいて、保障措置に関して我が国はかなり努力をしていると言えるというご意見がございました。

続きまして、7ページから4番目の大きな分野として、プルトニウム利用に関する透明性の確保であります。

評価の視点としては、国内におけるプルトニウム利用に関して、透明性を確保するために、情報の管理と公開の充実が十分に図られているかという点であります。

この点につきまして、関係行政省庁としては内閣府等が対応になりますが、前回説明を行ったところでございます。

1点目といたしまして、今年9月、内閣府等により、我が国のプルトニウム管理状況を公表するとともに、IAEAに我が国のプルトニウム保有量を報告した。

2点目は今年1月でございますが、電気事業者がプルトニウムの利用の計画、これを公表いたしてございます。あわせて、日本原子力研究開発機構におきましても、同様にプルトニウムの利用の計画を公表しているというご説明をいたしました。

3点目、原子力委員会はそれぞれ公表された利用の計画における利用目的については、現時点の状況を適切に示しており、プルトニウム利用の透明性の向上の観点から妥当なものであるとの見解を示したというご報告をしたところでございます。

席上にちょっと左でファイルしてある資料に前回の第8回の資料集が載っておりますが、その資料の第4号で内閣府原子力政策担当室から、我が国におけるプルトニウム利用の透明性向上の取組についてということでご報告した内容でございます。

それで、前回少しお時間が足りなかったものですから、議論を十分にされてなかったということで、ここでは記載しておりません。また、後ほどこの関連のご議論をいただければ、

今後の記載を充実していこうと考えております。

続きまして、8ページに最後、5番目の項目として査察等の技術開発等による国内外の理解と信頼の向上でございます。

評価の視点として、平和利用の担保に資する技術開発など、国内外の理解と信頼の向上を図る取組が進んでいるかということでございます。

関係行政機関等の主な取組状況ということで、日本原子力研究開発機構より報告を受けた点を記載しています。

1点目は保障措置効率化技術や高精度の計量管理技術や環境サンプリング分析技術等の研究開発を行っていますという点、2点目は核拡散抵抗性の評価手法について、国際的な議論に参加したり、透明性向上のための研究にかかわる海外研究機関との協力体制を構築中である。

3点目は核不拡散に関連する政策立案を支援するための政策研究を機構の中で実施している。

4点目は委員会を設置したり、フォーラム等を通じた情報共有を行ったり、人材育成の観点から教育機関との連携などをこの関係で実施していますという説明がございました。

これに対する議論といたしましては、1点目は不断の保障措置関連技術の研究開発が必要であり、これは我が国の国際貢献という点から、透明度を高める努力という点からも、極めて重要であるということで、基本的開発の重要性の意見が出ております。

2点目、クリーンラボなど、国際的に非常に貢献しており、IAEAにも期待されている。

3点目、我が国のIAEAに対する技術支援計画、JASPASの中で開発したシステムなどが実際のIAEAの査察において使われているなど、国際的に貢献している例は多いと。しかし、予算が先細り状況で、我が国への期待に沿えない状況になっている。

4点目、予算不足のため、技術開発が停滞することは避けるべきではないか。

5点目、開発した技術はIAEAに売り込むという取組は弱いのではないか。

6点目、我が国はシステムとしてつくり上げる技術能力に長けておって、国際的にも貢献している。今後は技術開発のニーズを正しくとらえ、IAEAとメーカーを結びつける接点をつくる必要がある。

7点目、メーカーにとっては市場規模が非常に小さくて、商業ベースに乗りにくいというご意見がございました。

以上であります。

(近藤部会長) ありがとうございます。

以上のこれまでの説明と議論のまとめを踏まえて、この分野の政策に対する取組についての評価をまとめるべく、議論をお願いしたいと思います。

ただ、最初の会議でご説明し、資料にはちゃんとわかるようになっていますが、この最初の1. 1の政策、この平和利用の原則云々のところの書き方が大綱では②しか書いていません。①はファクトで、②が政策になっているということ、つまり、政策としては今後とも非核三原則を堅持しつつ云々、これが政策の基本的な取組になっているということをちょっと念のために申し上げます。

で、議論の進め方ですが、よろしければ資料の5分野について、それぞれの分野ごとにご議論いただくということで進めていくのが効果的、効率的かと思しますので、よろしければそういう形でいきたいと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、まず最初に1. の平和利用の原則の維持及び国際的な枠組みへの積極的参加という分野についての議論をよろしくをお願いします。

どうぞ、鈴木委員。

(鈴木委員) 前回の議論のまとめとして、結局統合保障措置を入れたことによって、IAEAの査察は負担が減ったけれども、国内の現場の方の負担が増えている議論があったんですが、これは事実確認はどうなったのかをちょっとお聞きしたいのと、もし確認できたのであればその数値なりデータなりを聞かせていただきたい。これは前回も非常に、今後の追加議定書を推進する上での重要なインセンティブになるのか、ディスインセンティブになるのか、ここは重要なところかなと。

(近藤部会長) 私の記憶では、前回は、回数は減ったけれどもいつ来るかわからぬというシステムになったので、かえって、何時でもクレーンを動かせる体制にしておくとか、待機コストが増えたという感想を現場が持っている。しかし、それをどう計量するかと。ランダムアクセスに対応するべく365日待っているというシステムをつくらなければいけないということを負担量としてどう整理しましょうかねということが終わったと記憶しています。で、私どもとしてはそれっきりフォローしてないと思うんですけども、そうですね。

(中島補佐) そうです。

(近藤部会長) ですから、そこはあなたは聞いているわけだから、その整理の仕方についてご提案していただくとありがたいと思えます。

(鈴木委員) まず、そうしたら単純な話として、前回の話でもあったのですけれども、査察実

績データの「人・日」に「スタンド・バイ」に関する作業などが入っていないのであれば、まず入れる手もありますよね。それによって、その部分の負担が明らかになる。これは国側の査察実績人・日だけではなく、この間のお話には、現場の方、民間事業者の方の負担というものもあるのではないかとということだったと理解しました。そうであれば、民間の方のデータを出せるようにしていただければさらによいかと思います。これは多分1年、2年でわかるものではなくて、恐らく今後もずっとやっていくと、システムが落ち着いてくれば、追加議定書をやることによる効果というのは多分出てくると思いますので、1年、2年で判断するというよりは、むしろ今後逐次データを集めていって、追加議定書による全体としては結局負担が減るんだということを証明していくことが大事ではないかと思います。

(近藤部会長) どうぞ、内藤さん。

(内藤専務理事) 何と何を比較するかということになると思うんですね。IAEAの現場への査察の人・日のデータというのがあるわけですね。明らかに減っているわけです。何が負担かというのは、現場という意味は施設側というものもあるのですが、国の査察官も例えばショート・ノーティス・ランダム・インスペクション、短時間通告ランダム査察、これは燃料加工工場で行われているのですけれども、それは毎日、査察通告の時間を限りまして、その時間帯に通告がなければ査察は行われませんが、通告がなされれば2時間後に加工工場で見察が行われる。だから、毎日待機しなきゃいけないわけですね。それは国の査察官、その代行を行っている核物質管理センターの人間もそうなんです。ですから、査察人・日と言っているのは現場の人・日であって、そういった待機要員の部分は考慮されていません。また、以前申し上げましたように、発電所の場合ですと査察によっては運転資格を有するクレーンのオペレーターが必要になるかもしれないから、そうした人をいつでも用意できなきゃいけない。そういうもろもろの負担増を定量化するのは非常に難しいと思うんですね。それが1つと。

それから、追加議定書に基づいて出てきたことですから、追加議定書の義務というのは、補完的アクセスだけではなくて、未申告活動の探知に関連して、核物質を伴わないような研究開発活動とか、あるいは機微な機器の製造とか輸出とか、そういった情報も出させなきゃいけないわけですね。ですから、そういった拡大申告に伴う労力というのはあるわけで、必ずしも人・日の話だけではないと思うんです。ただし、それによって何が行われるかということ、その国の原子力活動の透明性がさらに拡大するというわけですね。今までは申告活動しか、しかも申告された核物質が平和利用に限定されているかどうかということだけだったわ

けです。しかし、追加議定書の実施によって、それ以外にその国に未申告の原子力活動とか、あるいは研究が、あるいは核物質がないかどうかということが明らかになるということなわけです。例えばイランで現在問題になっているように、イランも暫定的に追加議定書をやってみたところ、ますます白くなるどころか灰色といいますか、疑惑が深まってきて、説明をすればするほどもっと説明が求められて、イランも閉口したからではないかと推測しますが、現在ではもう追加議定書は履行しないと、こういうことになっているわけです。だから、そういう意味からしますと、負担だけを強調するのはふさわしくないと思うんですね。そのことによって、何が得られているかということ考えたバランスだと思うものですから、追加議定書なり統合保障措置になるのは負担だけが増えたということだけを論ずるのはバランスを失った議論であって、むしろそのことによって、国際社会の信用が得られていることが重要だと思うんですね。

以上です。

(近藤部会長) 座長がこれ以上しゃべっちゃいけないのだけれども、統合保障措置は負担が軽減するというのは、だれが言ったことなのかということなんです。それは本来 I A E A の労働の最適化、I A E A の活動のエフェクティブスを上げると、効率を上げるという、そういう観点で用意されたシステムであって、個々の国のことを考えているわけではないのですね。国については逆に透明性、追加議定書も入れて透明性をもっと向上するという目標があったのであって、イランで A P はどこから入ったんだっけ。

(内藤専務理事) 追加議定書のきっかけですか、きっかけは疑惑が指摘された際、透明性向上のための措置として講じられたものです。

(近藤部会長) そういうことでトータルとしてはむしろ国の負担はふやす方向に行くシステムなわけです。

(鈴木委員) もちろんそれは存じ上げているつもりで、追加議定書の価値を認めてこれから推進しようとしている国に対してのインセンティブとして、国の負担が減るのか、増えるのかということで、負担が増えるならば追加議定書に参加したくないという人が出てくると困るので、実際にはそういうこともあるのではないかとこの間議論をされたのではないかと思います。

(内藤専務理事) だけれども、それによって、その国の透明性はもっと増すわけです。だから、それとのバランスだということです。得るものがあれば失うものもあるわけですよ。

(鈴木委員) 本当に増えているのなら、増えているということも示す必要が私はあると思いま

す。

(内藤専務理事) 増えているという意味は、査察の人・日だけではなくて、その他いろいろな負担は増えていますよと。

(近藤部会長) そこはアグリーにします。だから、その辺はちょっと我々も書き方を考えます。資料を整えます。先生がおっしゃるところは、今ブラジルが言っていることなのです。調べてみたら増えるんだと、でもそんなことする必要あるのかと。

(鈴木委員) 増えるけれども、メリットがありますよと言うのか、実は増えませんかと言うのかでえらい違うと思います。

(近藤部会長) 私は、増えませんかという話はどこから出てきたのか、ということクリアにしたいのです。むしろ、日本で受け入れるときにそんな説明を聞いて受け入れたのですかね。

(内藤専務理事) 町委員もこの間おっしゃったと思うのですけれども、I A E Aで追加議定書の議論がなされたときに、要するにI A E Aの加盟国が追加議定書をやることによって、I A E Aのコスト負担、予算、が増えたら困るとの指摘に対して、I A E A側は当初の移行期間には増えるかもしれないけれども、経験を積むことでいずれオーバーシュートして下がって、最終的にはコスト・ニュートラルですと。コストは変わりませんと、減るとは言ってないんですね。変わりませんという説明だったのですが、最近は、それも言わなくなったんですね。しかも加盟国側もそれ以上追及してないんですね。追加議定書によるメリットというのは非常に評価していますから、そういうことがあるのです。ですから、査察業務量が減るといのは、I A E Aの査察業務量が減るといことであって、それ以上のことは何も言ってないのです。

(鈴木委員) それは大事なことで、I A E A全体の査察量が減れば、当然負担金も減るわけですから、トータルとしては各国の負担も減る可能性は十分にあるわけですね。だから、そういう目的もあると思うんです。

それと、もう一つ査察実績が減っている中に原子炉の方が減っているけれども、燃料サイクルの方が増えているというのも当然あるわけですから、これを追加議定書の一つのメリットである本当に機微な施設に対する査察をふやし、そうでないものは減らすということもあると思いますので、その点も明らかにしていく方がいいんじゃないかと私は思います。

(近藤部会長) 論点は整理できましたね。ロードが減る、増えるは本質的な問題じゃないわけで、我々はどういうシステムを受け入れられているかということが大事なことです。その御利益を負担の点から世界に発信する責任を我々が持っているのかと、それはI A E Aの仕事であって、

ここでのメインイシューじゃない。ただあなたのおっしゃる日本での実績整理をして、国際社会に提供することはできるし、それも発信の一部だという意味でやった方がいいので、それは整理しましょう。そういうことでいいですね。

(内藤専務理事) 補足して申し上げますが、この間室谷室長がおっしゃった発電量炉では減っているけれども、再処理では増えているとおっしゃった趣旨は、たまたまそのときにウラン試験が始まったりして、再処理の業務量が増えていますというご説明だったので、そういう趣旨でおっしゃったということでもあります。

(近藤部会長) それでは、ほかの話題。

齋藤委員。

(齋藤委員) 申しわけないですけども、今の問題に関連して、発電所を有する原子力事業者にとっては負担が減っているのか、増えているのか。要するに、統合保障措置に移行したことによって、従来の原子力発電事業者にとっては負担は減っているのは減っている。内藤専務理事のおっしゃった2時間前の通告の査察もあるが、それに対しても事業者としてはいかに合理的に対応するかということによって、コストミニマムになっているということもあろうかと思うんですね。ですから、その辺のところがある程度の説明はできればしておいた方がいいのではないかという感じがいたします。

(近藤部会長) とにかく増える、減るとか、そういう説得的ですけども中身の薄い議論はやめましょう。大事なことはここで言う透明性の確保の手段として、それでもって我々が原子力利用を行えているということ。そのツールとしてのエフェクティブ、エフィシエンシーについて議論するのは制度設計論としては大事なんだけど、余りにもそこだけにこだわってしまうのは、原子力委員会としてつらい。

(内藤専務理事) 実は極端に言えば、事業者にとっては統合保障措置でも何でもいいんです。要するに、査察官が定期的に来て、その来る時期がわかっていて、それに対応できる方が非常に楽なんですね。実際には統合保障措置に移行するに当たっては、電気事業者、ほかの方も含めて、大変抵抗があったんですよ、今のままでいいですよ。ただし、国としては透明性を確保するためにこれだけのことが要るんですということを説明しつつ、ご協力を得てるんです。ですから、今、委員長からお話があったように、増えるか減るかというところだけ攻めていくと、何か変な形になってしまうので、むしろ追加議定書、統合保障措置によって、どういうものが得られるかということの方を強調していただいた方がいいと思います。

(近藤部会長) これについては、データをちゃんと整理することをお約束して、この減る、増

えるの話についての問題提起はもう受け付けません。ほかの話題で。

前田委員。

(前田委員) ほかの話題で、今迄一遍も議論で出なかったことなんですけれども、本来は前回のここで僕は確認しておくべきだったかなと思っていることなんです。それは特に再処理工場とか、そういうところ、あるいはこれから出てくるMOX工場についてですけれども、そういった核物質利用だとか、あるいは技術も含めて機微な情報を扱うことに対するプロテクションをどういうふうに取り組んでいますかということを実業者から確認していく必要があるんじゃないか。もっと具体的に言うと、私は最近いろいろ問題になっているパソコンからのウィニーによる情報の流出があるわけなんですけれども、それが基本的に今議論しているテーマに対してどの程度のあれがあるのかわかりませんが、そういった機微な核物質の諸材料、その他も含めていろいろな情報がいろいろなところから流れていくということは防ぐ必要があるということで、各事業者から皆さんがご賛同いただくならば、何か説明する紙を出していただいたらいかがなということで提案します。

(近藤部会長) そのことは核物質防護のところの議論で決め事がどうなっているかと確認するべく取り上げるべきだったんですけれども、たしか確認はしていませんね。常識的に処理されていると思ったものですから。ここでどうするかちょっと考えたいと思いますけれども、何かご意見は。

(内藤専務理事) I N F C I R C / 1 5 3 に基づく査察、それから I N F C I R C / 5 4 0 、追加議定書に基づく補完的アクセスの場合に、立ち入りによって機微情報に接するリスクがあるということがありまして、その対応として2つあります。

1つは、例えば設計情報の検認というようなときに、施設の図面とか、あるいは写真とかというものを撮った場合に、それを I A E A の本部に持って帰るのではなくて、施設の保管庫に I A E A 及び施設の方が鍵をかけ、鍵がなければあけられないようにして保管する、外には持ち出さないと、そういう管理をするという方法が一つあります。

それから、さらには保障措置上の秘密、セーフガード・コンフィデンシャルという守秘義務がありますので、それらの情報には、必要最小限の I A E A 職員しか接することができないようにしているということがあります。

それから、実際に I A E A 査察官が立ち入る際に、施設者は機微なものについては事前にプロテクションをかける。見せないようにするといいますか、そういうことも可能なような規定ぶりになっております。ですから、そういうことによって、機微な情報の漏洩を最小限

にするという、そういう工夫はされております。

(前田委員) 私はそういう点はきちんとされていると思うんですけども、私が今申し上げたのはそういうことじゃなくて、従業員、技術者が持っているいろいろな仕事上のデータをパソコンから不用意にウィニーや何かを通じて外部に機密情報が漏れてしまうことのないようにする必要があるので、それが私の聞いている限りでは相当厳密に管理はされているというふうには聞いているんですけども、この部会としてそういう管理をきちんとかくかくしかじかやっていますよということを確認しておくのがいいんじゃないかというのを提案です。

(内藤専務理事) ご質問の趣旨がどういう意味かわからず、先ほどのお答えをしましたが、要するに平和利用の担保のため、査察実施上の情報保護とは別ということですね。はい、わかりました。

(近藤部会長) 前回の安全確保の評価の中で、核物質防護対策についてご議論いただいた中で、各関係行政機関等の取組の中で、保安院が核物質防護にかかわる機微機密保護制度、秘密の範囲を定め、事業者に提示してあるというのが、参考資料の3号の3ページ目の一番上に書いてあります。こういうことで、ちゃんとなされていますと報告を受けて、我々はそういうきちんとしたことがなされているということで、それをよしとしたんだけど、前田委員のおっしゃったのは、現場はその点でどういった苦勞をしているとか、あるいはちゃんとやっていますとか、それは担保がどうなっているとか、そのディテールについてはここは調査もしなかったし、話を聞いてないとの指摘をされたわけです。私としてはそれはP Pのところの問題なので、ここでどう扱うかと悩んでいます。

(前田委員) 半分ぐらいP Pの問題だと思うけれども、半分ぐらいは機微技術の漏洩という、要するに核物質へのアクセスそのものじゃなくて、いろいろな機微技術の漏洩という点では、平和利用の担保ということにかかわってくるのではないかと思います。広く情報の話なんだから。

(近藤部会長) わかりました。ただ、この政策大綱はそれはP Pマターと整理をしたので、ここには対象とする活動として出てこないのです。項目を起こすか、ただ済んだということで、議題にしていけないということはないので、そこはその点について特に議論する素材をここに持ち合わせていませんので、資料等を準備して次の議会にご議論いただくことにします。ありがとうございました。

齋藤委員。

(齋藤委員) 全く別な話ですが、くどいようでありますけれども、今の1. 1の②の前半、

「我が国は原子力の研究開発及び利用を現に平和の目的に限って推進し」、ここをとらえたときに、原子力施設の設置、あるいはその設置変更許可が提出されたときに、行政庁並びに原子力委員会はそこを現に審査していますということが初めにあって然るべきだと思いますので、それを書いていただいたらどうかというのが私の提案です。

(近藤部会長) さっき私が②のことを強調して言ったのは実はそこなのです。最初の会にここでお出した資料はそこは割とはっきり書いてありまして、そもそも I A E A があるから、我々は平和利用をやっているわけではなくて、我々は平和利用の担保活動をやるということがあるので、I A E A であろうがなかろうが、そのことについて説明責任を果たすことをやらなければならないところ、たまたま I A E A のツールがあるものですから、二人三脚でこれを大変便利なものとして使って説明してきているんです。けれども、そもそも入り口論として、設置許可の段階で我々は平和の目的に限ってということを確認して許可をしているので、そのところはちゃんと書いた方がいいという御指摘はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そこで紙に書いた審査基準があるか、書いてあるものがあるかと言われるとつらいところもある。我々は合議で決めてきているからです。当然にたくさんの判断をしてきたことは議事録等に明らかなので、そこをどう整備をするかということだと思いますけれども、何か整理したものを用意して行政行為の紹介を書き込んだ方がいいというふうに思います。ですから、項目をちょっと変えさせていただいた方がいいかなと思います。ありがとうございました。

ほかに。

では、2 番目にいきましょうか。

2、国内での意識共有の点について、これはいかがでございましょうか。

ここはやっています、やっていますと書いてあって、これでいいのかという返しがあって○になっているんですけれども、前田委員。

(前田委員) 前回の議論のときに、プルトニウム利用計画が公表されているということがどうももう一つはっきりしないというご意見がありましたし、それから今回出ている北朝鮮の核実験に対する原子力委員会の声明も残念ながら余りプレス等に公表されてなくて、後から出たと思われる原子力学会とか原子力産業協会の意見が何か報道されているというようなところがあって、これは原子力委員会の広報の仕方にも一工夫あってしかるべきでないかなと思いました。

(近藤部会長) 甘んじて批判を受けたいと。

(木元委員) いろいろな意味で本当に歯がゆい限りです。こちらの4ページに書かれていることはそのとおりなんですけれども、これは歴年の課題なのですが、やったという報告、やっているという報告はあります。しかし、その結果、目的が達せられたかということについてのご報告は何もない。ただ、自己満足で終わっているということがあるのです。例えば国、事業者、任意団体などがシンポジウムを開催して、いろいろなお立場の方とお話してみると、情報が全然届いていないということがあります。

ちょっと原子力委員会の宣伝になるかもしれませんが、市民参加懇談会をさせていただいているんですが、そのときに、掲げているテーマの副題として必ず入れているのは、「知りたい情報は届いていますか」ということです。ご報告がいろいろあるんですけれども、あえて申し上げれば、ご自分たちがお考えになって、これさえやっておけばいいだろうという自己満足的な形での広聴であり、広報であるんですね。ですから、情報を受け取る方たちに伺ってみると、情報は来てないと。行っているでしょう。いや、来ていない。それは、具体的に言えば言葉が難しいとか、常に同じような話題ばかり掲げていて、中身も同じで突っ込んでいないだとか、私たちはここが知りたいのにその情報がないというひどい状況にあることがあるんですね。ですから、それを何かうまく表現できないかなと考えているんですけれども、それは相手によっても違いますから、広聴の部分で、どういう情報を、どんなふうにも、きめ細かく届けるという努力をしているかということのことを、反省材料としてぜひ挙げていただきたいと思うんですけれども、どこにどういうふうに書いていいか、今ちょっと考えつかないんですが…。ありがとうございました。

(近藤部会長) このところ、それから次の国際社会への発信とあわせて、発信というのはなかなか本人は発信したつもりでも、なかなかうまくいかないですね。

どうぞ、齋藤委員。

(齋藤委員) 私もここに書いてあるとおり、やっていることはやっているとは承知しておりますが、なかなか一般の国民のところまで届かない。これは本当にどうすればいいのかいつも悩ましい問題であるわけです。

一般国民は新聞、テレビ等を一番情報源として見ているものでありますので、私どもなり行政庁なり、しかるべきところが定例的に、少なくとも年1回ぐらいマスコミに何かこういうことを報告して、マスコミになるべく書いてもらうという努力もやっていかなければいけないのではないかと感じた次第です。

(近藤部会長) 浅田委員。

(浅田委員) ここに文部科学省として1番から4番まで書かれていることは、確かにやられていることだけれども、これが一般国民に届いているかどうかというときに、一般国民の人たちが日ごろ関心を持っていなければその情報はとられないんですね。一般の人たちはどういうところに関心を持っているかという、自分にとって関係があるのか、自分に損なのか得なのか、結局はそういうことだと思うんですね。だから、日ごろから生活のレベルで関心を持ってもらうということだろうと思います。そうすると、今回のような北朝鮮の状況があれば、これは一気に自分の問題として、あるいは国の問題としてとらえる、逆にチャンスであるんじゃないかなと思います。

そんなところにちょっとヒントがあるのではないかと、日ごろWENの活動を思いながら感じます。

(近藤部会長) きこのうのどこかの新聞の夕刊で鈴木さんの名前があったね。一言感想を。

(鈴木委員) 難しい課題だと思います。多分マスコミの方とか一般の方は通常もそうですが、特に何かあったときにすぐに答えてもらうことを期待していると思います。先ほどの原子力委員会声明についていえば、北朝鮮の核実験があったときに、原子力委員会は何を考えているんだろうかということは、聞きたいと思うんですね。安倍首相が日本は核武装しないということをテレビでおっしゃったと、あるいは国会で発言したときに、その前に原子力委員会が首相に対してこういうことは早く発言した方がいいということを行ったと、そういうような事実があれば、原子力委員会がリーダーシップをとって、首相に対して提言したとか言うことでニュースになったのではないかと。いずれにせよかなり早い反応をすることが大事であって、これは10日に発表されているわけですから、これは多分首相の声明より早いんですよ。だから、それがマスコミに届かなかったというのは残念なことで、スピードが一つだなというのが感想です。

もう一つは、委員会全体で意見をまとめるのは大変かもしれません。したがって、委員の方々が個人の立場でご発言されることも重要だと思いますので、そうなれば原子力委員だけれども、個人の立場でテレビに出られたりされている方はもちろんいらっしゃいますけれども、マスコミに出られたりされて、核実験に対して国民の関心が高まっているときに、原子力委員の顔が見えないというのはやや残念だなという気はします。

(木元委員) このことになると、すみません一言。

メディアにおいて、これは例えば顔を出して自分の責任で物をしゃべるときは、その局の意見ではなくて、筑紫さんであれ、古館さんであれ、その主観が入るのはやむを得ないです。

ですから、メディアから出る情報は絶対に正しいとだれも思わないだろう、正しいというか、これが唯一無二の事実であるというふうにはとらないだろう。それは、メディアリテラシーがないと受けとめられないことではありますね。それは、関心を持っている、持ってないというのも受け手の土台にあるんですけれども、それでも流れてくる情報に、洗脳に近いものがありますよね。ですから、それはそれとして、送り手は心して発信しなければならない。私も原子力委員という肩書ではなくて、自分の意見で原子力に関してなり核燃料サイクルに対して、現状の報告みたいなものがあります。でも、それも私自身を通してのメッセージですから、受けとめる方がどういうふうにとめていらっしゃるかというのは考慮すべき問題ではあります。安倍さんの問題その他は、これは前の委員会で、1998年のインド、パキスタンの核実験の際、委員会でわめきました。でも、それはなかなか取り上げられなかったんですが、結局、初めてのケースとして、本当は抗議声明と出したかったんですけれども、抗議は取って単なる声明ということで出すことはできました。私は自分で頑張ったと思っています。

その後で2002年のときに、まだ安倍さんが官房副長官か何かのとき、早稲田大学で講義をなさった。そのときに、核武装しても憲法違反ではないということをおっしゃって、当時の官房長官が福田さんだったんですけれども、福田さんも憲法違反ではないと、最初是認するような発言をなさった。委員会としてはこれはおかしいと言った方がいいと考え、私は定例会議の場で発言しました。でも、それは私個人の見解であって、原子力委員会としては別にそのことに対しては発言する立場にはないという見解で何のアクションもとらなかったんですね。この日、メディアがかなり来ていたんです。それは原子力委員が何か言うだろうという期待感もあったと思うんですが、そういう論争があったということだけは新聞記事になり、その後で朝日新聞の方から、あなたは書く意思があるならば「論壇」に書いて欲しいと言われ、実際に「論壇」にそのことを書きました。それはここに書いてあることすべてを網羅して書いたんですけれども、そのことについて私がびっくりしたのは、委員会の中ではいいとか悪いとかおっしゃらなかった。しかし、委員会で何も了解を得ないで書いたということにクレームをつける方もいらっしゃいました。私は了解を取りませんでしたから。それがあった後で、じわじわと、いろいろな方々の、一般の方からのお声もあったり、こういう保障措置とか平和利用についてのご議論があった場合に、一委員としてだけでも、あそこにああいうメッセージを出したことは正解だったという評価もいただいたんですが、まだこの件に関しては、私の中ではもやもやしているんですね。こういう場合に、また、今回の

ことでも、平和利用ということはこういう機会じゃないと強調できないという思いがあるんですね。ですから、それをこういう評価の場所でどういうふうにコントロールして、どういうふうに表現できるかというのは、私の中では解決法がなかなか見つからない。原子力委員会という立場はどうあるべきか、それをきちんと出さなければいけないという思いがあるのですが、それをどういう形でメッセージを送れるかということで、まだ悩んでいます。

ありがとうございました。

(近藤部会長) ありがとうございました。

(田中委員) いわゆる今広報は難しいという話があったんですが、広報というのは国際的にしても国内にしても、ポイントが2つあると思うんですね。

1つは、広報の相手、一般市民というものに対しての説明というのは、先ほど木元委員からの発言にもありましたけれども、非常に易しい言葉で発信してやらなくちゃいけないと。だから、例えば原子力平和利用とか核不拡散とか、こういう言葉は使っている我々の中では当たり前という言葉なんだけれども、本当に市民に対して発信するときには全然違うんですね。もっとわかりやすい、市民レベルの言葉にしなくちゃいけないというのが広報の一つの大事なことなんですね。

ですから、ここに4つほどこういう広報をしましたということで出ているけれども、そういう目で見たとときに、本当にそういう易しい言葉、わかりやすい説明がしてあるのかと。これは別に原子力だけではなくて、会社の仕事にしても、いわゆる学会にしても、概して本当によくわかっている連中というのは、本当に易しい言葉で説明できるんですね。これがわからないと難しい言葉がいっぱい出てくるということが一般的にあるので、広報というのはそういうことに気をつけなくちゃいけないということと。

それと、もう一つのポイントというのは、広報というのは目的をはっきりさせないといけないので、例えば確かにここには平和利用しているということを広報するんだと、こういう形になっているけれども、さっきの第1の市民にわかりやすいという意味からいったら、ただ平和利用という漠然とした話じゃなくて、何かもっと絞った、例えば原子炉の放射線漏れだとか何とかということを取り上げて、ここでこういう広報をするんだというような形で、物事を絞るということと易しい2段、3段降りたところでの説明をするという、これが広報のポイントだと思うんですね。

(近藤部会長) そういうご提言をいただいたと整理するしかないのかな。

どうぞ。

(木元委員) テレビでは私も言っていることですが、原子力委員として肩書が出たときに、原子力委員会はこういうことをやっているんです、原子力を平和利用するんです、その平和利用の番人ですといったり、原子力基本法だとか、非核三原則、NPT条約にのっかって、私たちは使命を持っているということを申します。

そうすると、平和利用に関しては、先ほどの安倍さんにしても、その他の方のご発言があったときに、委員はアラームを出すだろうとみんな期待するわけですよ。ですから、番組では、個人として核兵器は持てない、日本は軍事利用をやっちゃいけないと言うんだけれども、一方で、核武装した方が国益になるという理論を展開する仲間もいるわけで、論議するのは自由という考えも出てくるわけですよ。そのときに、原子力委員として、公的にばんとやった方がいいのか、個人としてちゃんちゃんばらばらやった方がいいのか、迷います。

(近藤部会長) 原子力委員会は原子力基本法に基づいて設置されており、今ここで評価しているように平和利用に限ることの担保のための取り組みを行ってきているのです。それに係わることはできませんの一言です。

それから、ただ今は皆さんのおっしゃり方は、新聞は最初と最後をくっつけて書いていることが多いんだけれども、言っている人たちの表現は割と慎重な言い回しのように思えるんですがね。

(木元委員) 議論はしてもいいじゃないか、自由ではないかという流れもあります。でも、持った方が国益になる、あちらが持てばこちらが持つと。そうなれば、NPTから脱退するかということになるわけですよ。だから、そこが議論するところで、それはできるだろうとは思いますがね。

(近藤部会長) それは法律を変えてやるかということでしょう。しかし、現行法体系の中でそれはできないことは極めて明白できちんと整理できていると思いますけれども。

(木元委員) 鈴木さんがおっしゃったように、こういういろいろな発言があったときに、原子力委員会は平和利用の番人であるという立場であるならば、議論は自由におやりくださいと言うけれども、核兵器は持てないですよということはメッセージとして出してもいいかなという気がしたんですね。

(近藤部会長) それは今ここでやっていることでしょう。ただ彼らは国会議員だから、何かをやるために法律を変えることを議論するのが仕事なわけだから、我が国の安全保障のためには法律を変えて持つことあるべしという議論は政治論としてある。政治家はそのためにいるわけだから、自己責任で言いたいこと、自ら言うべきと考えるところを言って支持が得られ

なければ選挙で落ちるわけでしょう。

(木元委員) 落ちるかどうかわからない…。

(近藤部会長) それが自己責任の世界なんだから。

(木元委員) 自己責任で言っているのはいいとしても、委員会として…。

(近藤部会長) 委員会は原子力基本法の定めに従って、そういう活動は許可しない、そのことは極めて明白でしょう。

(木元委員) ですから、そのことを言わないと一般の人はわからない。

(近藤部会長) そういう意見もあるから、政策決定過程を公開して、この政策評価部会も行って、さらに、こういう機会に声明を出してきているわけですね。

(木元委員) ここでのメッセージで。

(近藤部会長) 今回の件については、実験の方については事前に予告があったことから、政府部内でどうするかということは安保理対応も含めて官邸が仕切っていたわけです。そういう最中に行政の一員である原子力委員会として、何か発言して存在感を出すということがとるべき道であるかということ。また中川発言については直ちに総理が反応したところで、その後で政府の行政機構の一つである原子力委員会が何か言う必要があるかどうかという問題ですね。委員会の議論では、実験については、直ちに声明を出すこととすることであらかじめ合意があったので、タイミング良く声明を出すことができた。ただ最後の調整に時間を要して夕刊に間に合わなかったのは残念でしたが、ただ、意外感が無かったことから、注目度が低かったということがあるように感じましたがね。

(木元委員) 原子力委員会での私自身のモットーになりますけれども、原子力委員会は「見える」こと、「逃げない」こと、それからちゃんと求められている「行動をする」ことということの中で判断すれば、いろいろなやり方はまだあるかもしれないとは思っています。

(近藤部会長) 私どもは我が国の原子力政策が適法に行われるための番人ですから、それを邪魔するなということ、打撃になるということについて、割とタイミング良く声明を出したつもりです。それにもかかわらず余り報道されなかったという現実については、原子力委員会は当然そう言うだろうと思われていたからかもしれないとまで考えているんです。

さて、よろしければ3番の国際社会の発信も今の議論の流れの上にあることですが、先ほどの5ページの下⑤のメリット、デメリット、ここはそういう意味で少し丁寧な書き方をした方がいいと思うんですけれども。何かご意見ありますでしょうか。

内藤さん。

(内藤専務理事) コメントなのですが、3. 2で外務省のところの⑥が外務省の見解として書かれているのですが、私が発言したものですから、むしろ下の議論の方に移していただいた方がいかなという気がいたします。

それから、国際社会に対して日本が核不拡散政策に徹している。そして、また透明性の追求をしているということにつきまして、ちょっと参考までに申し上げますと、先週 I A E A で国際保障措置シンポジウムという、大体3年に1回ぐらい開かれるものですが、実態的には5年ぶりだったのですが、I A E A加盟の六十数カ国から260名ぐらいの専門家が集まりまして、保障措置関係の論文発表をいたしたわけなのですが、全部で六十数編の口頭発表、それからポスターセッションが70編ぐらいありました。

その中で、冒頭いろいろ招待講演者がおりまして、我が国からは日本原燃の松尾常務が我が国の核不拡散政策、それから特に六ヶ所の再処理施設でどういう保障措置がかかっているか、そのためにいかに民間レベル、国も挙げてですけれども、核不拡散、保障措置に力を入れているかということを発表されました。

それから、もう一つはポスターセッションでも日本原子力研究開発機構から、透明性向上ということはどういうことかと、日本の今やっていることが世界のモデルになるのではないかというご発表がありました。

そして、最終日に、シンポジウムのまとめということでハイライトというのが紹介されたのですが、その中で、特に日本について、透明性向上の努力とそれが日本型モデルとして、世界のモデルになるのではないかという発言があったということが特に言及されていました。

また、先の J A E A のポスターがベストポスター賞に選ばれていました。

ということがありましたので、そういった機会を通じて我が国が産官学それぞれ、いろいろな機会でも情報発信するのは非常に重要なことではないかと思えます。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

どうぞ。

(広瀬委員) 国際的な発信という点で一言いわせてもらえば、日本がモデルだということは自他ともに認めると思うんですが、それを公式の場で P R しているだけでは足りないような気がします。現在、もう少し日本で市民レベルまでどうやって届くのかという話をしているのですが、国際社会においても例えばインドやパキスタンの国民にどのように届くかという、そこまでもう少し日本としてはやってもいいのではないかと思えます。そしてそのた

めには、例えばドキュメンタリーフィルムをつくるとか、あるいはパキスタンあたりですとそういう反核運動や何かもいろいろありまして、草の根のいろいろな活動をしているという人たちもいます。何か学校をずっと回るとか、そういう話も随分聞いているんですが、そういったところへの日本の一つのモデルを紹介する方法を考えてもいいような気がいたします。(近藤部会長) ありがとうございます。

2つあって、1つは内藤さんがおっしゃった続きなんだけれども、海外で学会では結構いい発表をするんですね。あれと同じレベルの発表をなかなか日本でやらないですよ。どうしてですかね。不思議なんだと思っているんですけども、一般にそうなんですよ。それが一つです。

それから、おっしゃるように海外でのそういう活動というのは、外務省又はNGOになっちゃうんですね。ほとんどそうでしょう。最近大学が大学連合とかといって、国際社会の相手とつないで何かやるようになり、少しずつネットワークもできているんだけど、なかなか相手国との間の多岐にわたる、多層のネットワークをつくるということについて、これは原子力だけじゃなくて一般的にまだ不足している、でもさてどうしようかとなると、だれにお願いをするのがいいかなと思って悩んじゃう。そこを特に原子力界としてどういうふうにしていくべきなのかなという問題提起と理解しました。この点、鈴木さんは、偏見かもしれませんがネットワークを持ち過ぎて忙しくて困ってられるようだけれども、何か提案はありますか。

(鈴木委員) 率直な体験談なんですけれども、要は外務省のPRドキュメントとか、発表とかは皆さん聞いているわけですね。外国の方々には興味のある方は全部読んでいらっしゃる。だけれども、まだ疑惑はあるということについては、これはどうしようもない、ある意味ではPRでは解決できない問題があるので、それは先ほどの木元委員の話じゃないですけども、日本全体に対する外交措置に対する信頼感とか、そういうがあるので、何かPRをすれば解決するような、それもちょっと甘いかなというのが一つですね。

それから、もう一つは原子力の今の平和利用計画が核武装という目的でなされているという疑惑があるわけですね。それはないというのははっきり言った方がいいということです。将来どうなるかわからないというのはまた別の話ですけども、今プルトニウム利用を進めているのが核兵器を持ちたいからではないかということに対しては、明確に否定するというのが原子力委員会としてやるべきことであって、我々事業者も研究者もそれはもっと強く言っていると思うんですね。そこが何か保障措置などで担保されているからオーケーですとい

うだけではだめで、自分の意思としてこれは平和利用のためにやっているんだということを明確に打ち出していくことが一つ最低限できることかなと常に思っています。それが昨日新聞で報じられた（誓約）運動の趣旨です。それ以外に安全保障の議論として疑惑が出てくるのは、これはある意味でしようがないことで、安全保障政策として議論すべきだと思います。だけれども、今の平和利用プログラムがそういうふうに誤解されるのは非常に残念だし、それは我々としてはぜひ否定し続けたいと思っています。

（近藤部会長）先ほど広瀬先生がおっしゃった問題提起にかかわることですよね。同業者レベルで共通理解をつくる作業をこちらからアクティブにやらなきゃいけないということ、同じレベルで情報を持って歩いて、類似の生活空間にいる人たちが同じ思いを持っているんだということを伝えていくという、そういう活動が大事だということをおっしゃっていると思うんですけども、それをどうやって組織化という言葉は悪いんですけども、その活動のアクティビティを上げるかということ、これはここでどうこうするのはなかなか難しいですよ。浅田さんにもたまには海外でも活動していただきましょうかという、そういうこともあると思うんですけども、そういうNGO活動についてどうやってレベルを上げていくかということ、これは重要かつ難しい課題だと思うんですね。

町委員。

（町委員）今、田中先生もおっしゃっていたんですが、私は原子力にかかわっている人たちの一つの欠点として、一般の方々にわかりやすい言葉で語りかけることがよくできてない、そういう訓練ができてないことがあると思います。

それで、国際原子力機関が一昨年ぐらいから、一般の人にコミュニケーションできるニュークリアコミュニケーターをつくるためのプログラムを始めたんですよ。日本でも特に日本人というのはその辺が上手ではないから、わかりやすくコミュニケーションをできる人材をこの保障措置に限らず、原子力の安全などで訓練することも非常に大事だと思っているんです。そういうことを教える学校も余りないし、近藤先生がおっしゃったようなマニュアルもない。それぞれの人がそれぞれの流儀でやっているの、まだ改善の余地があると思います。

（近藤部会長）それでは、よろしければ4のプルトニウム利用に関する透明性の確保と5の技術開発をどのようにしたらいいかということについて、鈴木委員。

（鈴木委員）透明性の確保というふうになっておりますので、そういう意味では毎年今度利用計画を公表することになったこと、しかも事業者レベルで全部の電力会社が公表されているということは非常に評価されるのではないかと、事業者レベルまで公表しているのは海外でも

珍しいと思うんですね。イギリスも確かそうだと思います。これは非常に評価される。一方で、実はこの表を見せていただいたわけですが、私も1月にも見たんですけども、これは非常にわかりにくい。3つぐらい原因があると思うんです。

1つは、まず単位が統一されていないんですね。トンで書かれているんですけども、文部科学省が毎年出されている統計はキログラムオーダーで出されていて、IAEAにはトンオーダーで出されていますけれども、キログラムオーダーで、しかも核分裂性プルトニウムだけではなくて、全プルトニウムの量を出されているのに、今回の出されているのは核分裂性プルトニウムだということで、一般の人が見たらこれは数値が変わるわけですね。これはわかりにくい。

それから、この表のわかりにくいのは、何年度に幾ら使うという計画を出すことが原則だと思うんですが、最後に年間換算とかというのが出て、これが非常にわかりにくくて、実際に使う量は幾らというのが重要なのですが明確でない。しかも何年以降に使う予定だということしか書いておらず、さらに利用場所がはっきりしていないものがあるために、わかりにくい。私は不明な部分というのは不明ということで、これについては原子力委員会は早く明確に下さいというぐらいの注意はしてもいいんじゃないか。全体を妥当とする判断以外に、一部不明な部分については、イエローカードじゃないですけども注意すべきではないかと思います。これが2番目ですね。

第3に、これは六ヶ所再処理工場の回収されるプルトニウムについて計画を出されているんですけども、現在議論されているプルサーマルは欧州で既に回収されたプルトニウムの利用計画なんですけれども、それが入っていない。その計画もできれば出していただければ、一体どのプルトニウムをどこで使うかというのがわかるようになるというのが3番目です。以前は今後10年間ぐらいの需給バランスを出されておられると思うんですが、それが今の段階では公式にはないわけですね。これも透明性確保という問題と利用目的のないプルトニウムは持たない。あるいは余剰のプルトニウムを持たないというものについてのバックアップとしては、どうしても弱い。私は実際に海外でこの説明をしたときに、わかってくれる方が非常に少なかったという事実がありますので、非常に評価は私はしているんですけども、改善の余地があるというふうに思っています。

(近藤部会長) ありがとうございます。

ほかに。

今の議論はそれぞれ大綱の策定過程で議論されて、今日の姿になっているところです。そ

ここではそれなりに一応理屈を議論をして、整理をしているのです。内外のプルを合わせて説明しなきゃならないんだということですが、これから分離するものについては説明をと仕切ってきたわけです。ヨーロッパにあるものについて、日本だけが突出するというかどこまで頑張るかということも考えたのです。ただ並びだけをおもんばかりの世界であってはいけないのであって、平和利用担保の合理性のところでは判断をしなきゃならないということかと思えます。今日ここで改訂案を出すわけにはいきませんし、今回の評価で問題を指摘していただいて、今後改良すべき点は改良するべしとまとめていくのかと思えます。

ほかに。

最後の技術開発のところについて、結局何となく上にも書いてあるんですけども、国内の研究開発体制、この技術、しばらくは新しい施設ができるときに技術が開発されることが多いので、新しいものが開発されるまではなかなか、いわゆる研究開発の目標が定まらないということもあって、なかなか研究が進まないということ、したがってそれに関しては予算配分をその分野のエキスパートにまかせるのか、そういう問題があるということなんです。

それから、国際社会との関係で共同開発とか、そういうことが行われてきたこともあって、なかなか独自の戦略は今はないんですね。ただ、IAEA等の活動にもうちょっと貢献するような研究活動ができるようなリソースが国内にあれば、やることあるに違いないと考える、そこでIAEAの予算はどうしましょうかと。IAEAはセキュリティの問題で大変大きなお金を使っておられるけれども、IAEAのSGのR&Dに関してもう少し彼等にコントロールタワーの役割を期待するのがいいのかどうか、内藤さん、SAGSIというのはこの方面はどうなんですか。

(内藤専務理事) ちょっとご質問を聞き漏らしましたので…。

(近藤部会長) IAEAはセーフガードにかかわる研究技術開発のプログラムプランを持ち、かつそれに対してのコントリビューションを求めていくというような考え方を持っていないんですかということです。

(内藤専務理事) 保障措置局には、保障措置の技術開発を担当しているところがあるんですが、そこが保障措置局全体の中長期的なストラテジックプランというものから、どういう保障措置上の研究開発のニーズがあるかということのを列挙いたしまして、それに伴ってこういう研究課題があるということのをまとめています。2年計画でつくってございまして、それを各国に示して、各国がそのうちのどの部分をサポートできるかということのを具体的に提案してございまして、全体のそういったプロジェクトに関与している国の数を今正確には言えないんですが、

十数カ国ありまして、その中に日本も入っております。日本はJ A S P A Sという形でI A E Aのそうしたニーズに対応した研究課題に国内の関係機関が関与して取り組んでおります。ですから、近藤委員長のご質問に対して端的にお答えすれば、そういった活動はしておりますということでもあります。

(近藤部会長) ただ、この間のプレゼンにありましたように、なかなかそういう計画に国内R & D活動をにリンケージしているように見えませんがね。

(内藤専務理事) 今、日本で抱えている課題としては、所要の資金が非常にタイトになっているところがございます。

(近藤部会長) 例えば、I A E Aがそういう意味の開発、ニーズの要求水準を上げて、ここは一緒にやらないといけないといつかして、国内の予算が増える仕掛けになりませんかということ、そういう可能性ありやということを質問したつもりなだけけれども、今は大きなプロジェクトが終わって、なかなか国内でそこに予算を配分するインセンティブがわからないわけですよ。

(町委員) 内藤さんにちょっとお聞きしたいんですが、私がI A E Aにいたころに、つまりJ A S P A Sは日本がやっているとか、そういうことはよく知っていましたが、そういうような結果が必ずしも本当にI A E Aの査察技術を向上させるために、どのぐらい効果的に使われていたのかというのが余りよく見えなかったと思います。近藤先生がおっしゃったように、むしろI A E Aが中心になって、各国が持っている専門性をうまくインテグレートして、I A E Aが必要としている技術を開発することを例えばCRPというプログラムで行ったらどうか。CRPというのはいろいろな国の研究者が集まって、一つの目的を達成するために国際協力をやっていくプログラムです。これは保障措置では余り使っていない仕組みかもしれないんですけれども、今後はこのようなものを活用しつつやっていくことが良いと思います。

(内藤専務理事) 保障措置局も微々たる予算ですけれども、CRPはあるのですよね。例えば、新たなNDA機器の開発とか、小型化とか、そういうことに各国が参加するプロジェクトを組んでやっておりました。特に旧共産圏があったころは、そちらの国はお金がないですから、そういうCRPを通じて資金供与をしているということがありました。お金がないというのは、我が国の関係機関もそうだし、I A E Aもそうなのです。したがって、I A E Aが独自の研究開発費を潤沢に持っているわけではなくて、むしろ加盟国の技術開発に頼っているところがあるわけです。したがって、リストをつくって、それに対してぜひ貢献してくだ

さいということで、加盟国から技術的な支援を求めているということです。

それで、町委員のコメントでは日本の技術開発が全く生かされていないんじゃないかというようなご印象をお持ちのようなんです。例えば査察機器に関して汎用の監視封じ込め装置とか、そういうことでの貢献というのは日本は少なかったかもしれませんが、前回か前々回か申しあげましたように、特定の施設に対する保障措置機器のシステム統合と申しますか、そういうことについては施設者の協力ももらいつつ、また国としての適宜支援をしながら、査察機器、特に非立会検認と申しますか、工程が自動化しているようなところについて、査察官が実際に立ち入れないようなところの査察機器、自動検認装置の開発、そしてそれをシステムに組み上げて、実際の査察に使っていくというところでは、大いに成果を上げているところなんです。それは六ヶ所の再処理施設についてもそうですし、今後 J-MOX についてもそういうことでやろうとしているところでもあります。

(近藤部会長) この5章の議論を書いてあるのをまとめると、大事だけれども、何となく難しいなと書いてあるので、評価としては何を言うかなということで悩んでの発言です。

(内藤専務理事) ⑦で書いてあることは、このままですと何もそれ以上の展開がないんですが、むしろアメリカ等は国が資金を出して、そういった商業ベースには乗り得ない研究開発について、メーカーにも金を出して所要の成果が出るようにしているんですね。国立研究機関、ロスアラモスとか、サンディアとか、ブルクヘイブンとか、そういうところに潤沢な資金を出し、メーカーを巻き込んでいるわけです。だから、そういったことができる仕組みができれば、日本としてもそういうすぐれた小型化技術だとか、コンピュータのソフトの部分での技術的な貢献はあり得るわけですから、それは可能だと思います。だから、ここで記述がとまっているので、何も解決策がないように思うのですが、所要の資金的な援助があればできるということだと思います。

実例を挙げますと、実はソニーに我が国が資金を出して機器開発をしたことがあります。そのころはデジタル技術じゃなくてアナログ技術だったんですね。アナログによるビデオカメラがその当時は主流だったわけです。もっと言えば8ミリカメラ、シネカメラのミノルタカメラを使った監視装置が IAEA のワークホースだったわけですね。だけれども、シネフィルムからビデオになり、ビデオがアナログからデジタルになるということでだんだん陳腐化することは目に見えていたわけです。

その中で、町委員が原研にいらしたころなので、多分それでご存じだと思うんですけども、ソニーにデジタル・ビデオカメラ、しかもそれはカメラでただ単に記録するだけではな

くて、録画のレビュー装置、デジタル化によるメリットはシーンチェンジだとか、そういったところ、ある注目すべき視野を限定いたしまして、そこで何か動きがあれば査察官にアラームを出すと、それによって記録のレビューの負担を削減し、効果的にできるという、そういうものを目指して開発したのですが、良いものができながら残念ながら最終的には1台当たりのコストが商業レベルで計算するとべらぼうに高くなってしまって、とてもIAEAが負担できないということではしゃってしまったわけですね。そういう事実があって、IAEAで日本からの開発技術が利用されているじゃないかというご印象が多分町さんの中にあるんだと思うんですけども、実態はそういうことだったわけです。

ですから、コマーシャルベースに乗るような形で支援しない限りは、なかなか普通のメーカーがそれに保障措置の機器開発に乗り出してくるということは非常に難しいということでございます。

以上です。

(近藤部会長) 難しいことですか。

どうぞ。

(鈴木委員) 最初にご説明いただいた保障措置関係予算の中の保障措置に関する研究開発経費というのがこの数値を出すと大体6億円ぐらいなんですけれども、ご説明では8億円ということをお願いしたんですが確認をお願いします。文部科学省と日本原子力研究開発機構と分かれていますけれども、文部科学省の予算というのは原子力研究開発機構には行ってないということですか、ご説明は。これはどちらに、むしろ核物質管理センターとか、あるいは実際民間のメーカーにお金が流れているんでしょうか。日本原子力研究開発機構の予算というのは、文部科学省から来てない予算ということなんですか、これはどういうふうに読めばいいですか。

(中島補佐) 日本原子力研究開発機構にお金が流れていく分については、別計上ということで、これは重複はしておりません。なので、純粹に足していただいて、これが研究開発経費と見ていただければ結構かと思います。ただ、文部科学省と書かれている開発調査の分については、これは個々のお金がどこに流れているのかというところまでは、すみません、今把握はしてございません。

(鈴木委員) そうすると、研究開発機構だけではないところでやっているということですか。

(中島補佐) そうです。

(鈴木委員) 8億円という数字はご説明になっていますか。

(中島補佐) 全部足すと約8億ぐらいになります。ここに掲げているのが一応全部ということでございます。

(鈴木委員) 8億というのは、おっしゃったとおり非常に少ないですよ、全体が少ないから。これは我々としてはぜひ足りないというもクレームがあるのであれば、ぜひここはふやしていただきたいと、非常に日本としては重要な予算なので、これが先細りになるということはない。

(近藤部会長) 国際社会が共通基盤的に必要とする技術開発のこういうリストがあって、これに日本はコンティニアスに貢献をするべきだと、だからふやせという、そこが一番大事で、そのリストをI A E Aがお持ちなのか、あるいははたまた日本として深く考えて、こういうことに投資するという、そういうつもりだと、我が道を行くつもりで頑張って、みずから計画を立ててやるべきなのかと、そこのところがイシューだと申し上げたつもりなんですけれども、内藤さんがおっしゃったそれを使って、自分の手を挙げてもいいのかなと、そういう議論は国内ではどうなんですか。

(内藤専務理事) I A E Aから、こういうR&D計画があって、それに対して日本からもしかるべき貢献をしてほしいという要請があるにもかかわらず、我が方として対応する技術があるのかということはあるのですけれども、予算的にそれに対応する項目がないということで応募できないという実態はあるわけですね。ですから、こういう研究をしたいということで、新たに予算要求しないといけない、しかも予算要求してから実際に使えるまでには下手をすると2年近くかかるわけですね。そうすると、I A E Aのリストに対して即応できるのかというところできないわけです。逆に言えば、そういう何かそういうものに対応できるような自由なお金があれば、それに対応して即応というのはできると思うのですけれども、日本の今の予算制度、長期的に何かコミットするということではできなくて、単年度予算主義ですから、そういった面でなかなか対応しにくいという、予算制度上の問題もあるかもしれません。

(前田委員) 例のアメリカのG N E Pというのは、いろいろなA B Rだとか、再処理の技術もあるけれども、その中で保障措置技術の開発というのが一つのテーマになっていて、アメリカも、あるいはフランスも、そういう意味では商業用の大型再処理工場への保障措置という点では、日本の技術に期待することは大だと、それは技術協力の一つの大きなテーマだというふうに今言われているわけなので、そういう意味ではG N E Pへの協力というのは、一つの日本の保障措置に関する技術開発を進めていく一つのインセンティブではあるし、また単なるインセンティブじゃなくて、重要な機会じゃないかなと、こういうふうに思いますね。

それがいずれは六ヶ所の再処理工場は動き出したわけだけでも、そういうことで新しく保障措置技術が開発できれば、それはさらに第2再処理工場とかの方へ将来発展していくという可能性が出てくるので、その辺で国内の保障措置技術の維持、向上ということを図っていくべきじゃないかと思うんですけれども。

(近藤部会長) 私はまた余計なことを言いますけれども、保障措置は大きなものにくっついて、保障措置の技術が開発されてきたという歴史があるんですね。それはここにもあるように、すべて物があって、そのために必要な保障措置はこれだと、そうすると物がなければ開発は進まない。こういう構造、これはある意味では原子力予算が厳しい中で予算をつけてくれるところが減っているのは当たり前だと思うんですけれども、それから予算がなくなったときにはどう技術を維持するのかと。

それで、例えばCSTPにいわゆる安心安全、そういうテーマがあって、そこに要するにセキュリティとか、保障措置の技術が登録できると、それに手を挙げて、そういう中でそういうことにも予算を取りにいくと、いろいろな予算の仕掛け、そういうモチベーションを持つ人がいて、そういう仕掛けをうまく活用していく、そういう構造にしないと、なかなか今の日本の予算システムだと、待っていて予算を付けてくれるのは開発の一面となったときだけ。そうでもないときは、そういうところに勇猛果敢に手を挙げていくということではないと予算がつきません。

それは大学かもしれないな。

(内藤専務理事) ご指摘のとおりで、そういう問題意識はあるんですけれども、なかなか安心、安全という公募型に本当にフィットできるような、非常にアピーリングな形にまとめられるものがあるかどうかということになると、今のところ手元にはないというところですが、そういう問題意識は持っております。

(近藤部会長) 町委員。

(町委員) 今の話の関連で、外国から不法に核物質なり、あるいは兵器と関係ある材料などが持ち込まれることを水際で完全に検知し防ぐようなシステムが日本にあるのか。この辺は今の安全、安心の分野だと思うんです。地雷の探知技術のプロジェクトに若干関係してしまっていて、それでは地雷の中に入っている爆薬を中性子やNQRを使って感知する方法を開発中です。麻薬にも当然原理的には適用できるわけです。麻薬、あるいは爆薬、核物質などが外から入ってくるのを完全にディテクトできるようなシステムを日本も設備しておく必要があるんじゃないかと思います。そういうのは安心、安全のテーマとして、国として取り上げて

いくべきじゃないかなという気がするのですけれども。

(近藤部会長) これがまた半分セキュリティのところに入っているんですけれども、頭の整理をしてみましょうか。内藤さんのところで何かセキュリティの、こういうニュークリアセキュリティの関係で、選択肢じゃなくて専門家として。

(内藤専務理事) 核セキュリティは非常に範囲が広いものですから、当センターの業務としては核物質管理が本務です。ですから、核セキュリティの中には放射性物質も入ってくるわけで、そういったときに、必ずしも当センターの業務の範囲を超えるところもあるわけです。また、よその国からそういったものが入ってくるのを防ぐということになると、輸出入管理といえますか、そういったところに、あるいは物流をコントロールするということになりますから、我々がそういうところで機能を発揮することが求められているかどうかという、そこにもまたかかってくると思います。

実態的には、アメリカはメガポート計画というのがあって、アメリカにいろいろな物質が入ってくるのを防ぐために、出先のところでいろいろな輸出品の検査を水際でやってもらうというか、そういうことでいろいろ政策を講じているというふうに承知しておりますけれども、実態はちょっとよく把握しておりません。

(近藤部会長) たしか、原材料輸入の水際のチェックでチェックされているという面もあるわけで、御指摘のようにその世界の決まりごとにインテグレートされているわけですから、だからこれも実はすでに整理したセキュリティの世界の問題ですね。町委員の提案はそのためのより完全な技術開発をするということをおっしゃったと思うんですけれども、そこはちょっと整理しないといかんですね。今後に取り上げるR&Dのところでも考えても良いのかもしれない、整理の方法を考えておいた方がいいと思います。

それでは、ちょっと司会者がしゃべり過ぎたようなんですけれども、一応それぞれについてご議論というか、ご注意とかいただきましたところですので、この議論を体系化をして、評価と、今後の課題として整理してまとめられると思うんです。今日ご議論いただいたところを十分事務局と分析、考えさせていただいて、そういった作業をするのかと思います。そういうことで今日は貴重なインプットをいただいてありがとうございました。

浅田さん何か、よろしいですか。

(浅田委員) 評価というと、何か対比をするような気がしてしまうんですね。まず、掲げる目標がありまして、次に具体的な政策がありまして、それについて実際にやったことがあって、それらはマッチングしていたかどうかという対比です。そういうところから見ると、一般国

民が、これをさらにどうやって評価したら、読み込んだらいいんだろうと、不安になっちゃうんじゃないかと、そういう印象を持ちました。

(近藤部会長) わかりました。ありがとうございます。今のご指摘も踏まえてまとめていきたいと思えます。

それでは、そういうことで、事務局から何か資料を説明しますか、この次の資料。

(中島補佐) それでは、一言だけ、参考資料第1号ですが、ご意見を聴く会につきまして、前回概要でお知らせしたところでございますが、時間の方につきましては11月17日の13時半から17時までということで、場所は新潟市の朱鷺メッセで行うということで確定いたしました。

また、参考資料第1号を内閣府のホームページに載せるなど、現在その参加者及びご意見の募集を先週から始めているところでございます。募集につきましては、11月9日までということで受け付けてございます。

以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

時節柄大変関心が高くなるのかなと思いますので、ぜひご都合がつく限り、専門委員の皆さんにもご出席を賜ればと思います。

それでは、何か事務局から。

(中島補佐) ご意見を聴く会の後ですが、第10回の政策評価部会につきまして、11月下旬から12月中旬にかけて開催したいと思っております。恐らく12月に入るのかと思っております。日程につきましては、追って調整をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(近藤部会長) それでは、先生の方は何か。

ないですか。

じゃ、きょうはこれで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—